

議案第 25 号

木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

「第4節 運営に関する基準(第59条の6―第59条の20)

目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

「第4節 運営に関する基準(第59条の6―第59条の20)

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の20の2・第59条の20の3) に改める。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1条中「第78条の4第1項」の前に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項本文中「省令」を「指定地域密着型サービス基準」に、「4第2項の規定により」を「4第2項に規定する」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上(指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に、「支障がない場合」を「支障がないとき」に改め、「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第8条第4項中「第49条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第23条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第25条第3項及び第4項中「第11項」を「第10項」に改める。

第26条第2項ただし書中「及び利用者」を「並びに利用者」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「町の職員」の次に「（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を加え、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「提供する場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第1項第1号ただし書及び第3号ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第2項中「省令第6条第2項の規定により」を「指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（同項に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第49条第4項中「第8条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第56条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第59条後段中「第9条第1項」の次に「中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。））」と、同項」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第59条の3第1項第3号中「第5条」の次に「の規定」を加え、「市町村」を「町長」に改め、同条第3項中「前項」の次に「の規定」を加え、同条第8項中「市町村」を「町」に改める。

第59条の4ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第59条の5第2項第1号中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「へい」を「蔽」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「の」を「に掲げる」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に、「当該指定地域密着型通所介護事業者に係る

指定を行った市町村長」を「町長」に改め、同条第5項中「市町村」を「町」に改める。

第59条の7第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「費用」を「もの」に改め、同条第4項中「別に厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する厚生労働大臣」に改める。

第59条の9第6号中「添って」を「沿って」に、「提供する。」を「提供するものとする。この場合において、」に改め、「第5条の2」の次に「第1項」を加える。

第59条の17第1項中「指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員」を「町の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、同条第4項中「、市町村」を「町」に、「市町村」を「町」に改め、同条第5項中「対しても」の次に「、」を加える。

第59条の18第1項中「市町村」を「町」に改める。

第59条の19第2項中「各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「第20条」の次に「第2項」を加え、同項第3号中「第27条」を「第28条」に、「市町村」を「町」に改める。

第59条の20中「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」を「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に改め、「」と、「」の次に「同項及び」を加える。

第59条の21中「第4節」を「前節」に改める。

第59条の23第2項中「者」を「もの」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の26第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「療養通所介護」を「指定療養通所介護」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に、「当該指定療養通所介護事業に係る指定を行った市町村長」を「町長」に改める。

第59条の30第5号中「添って」を「沿って」に改める。

第59条の32第3項中「第59条の33第1項」を「第59条の35第1項」に改める。

第59条の34中「次に」の前に「、」を加える。

第59条の35第2項中「又は」の前に「、」を、「若しくは」の前に「、」を加える。

第59条の37第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「市町村」を「町」に改める。

第59条の38後段中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、同条中」を加え、「とあるのは「療養通称介護従業者」と、」を「とあり、及び」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、

次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第3

4条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設、」の次に「介護医療院、」を加え、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第62条第2項中「省令第43条第2項の規定により別に」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する」に改める。

第63条第2項第1号中「ア」を「アの規定」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「き」を削り、「(」を「において、」に、「場合に限る。）」には」を「ときは」に、「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長」を「町長」に改める。

第65条第1項中「ごとに1日当たり3人以下とする。」を「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第66条第2項中「第62条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項」に改める。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第80条中「第73条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に改める。

第82条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「の登録者」の前に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表を次のように改める。

<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に項に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に項に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第82条第7項中「以下」の次に「この章において」を加え、同条第10項ただし書中「各号」を「の表(1)の項中欄」に改め、同条第11項中「省令第63条第11項の規定により別に」を「指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削る。

第83条第1項ただし書中「各号」を「の表(1)の項中欄」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「省令第64条第3項の規定に

より別に」を「指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する」に改める。

第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「省令第65条の規定により別に」を「指定地域密着型サービス基準第65条に規定する」に改める。

第86条第2項第2号ウ中「イ」の次に「の基準」を加える。

第90条第4項中「省令第71条第4項の規定により別に」を「指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する」に改める。

第91条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第92条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第93条第2項中「居宅介護支援等条例第14条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第14条各号」に改める。

第94条中「国民健康保険団体連合会」を「町」に改める。

第96条第3項中「なくては」を「なければ」に改める。

第102条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第103条第3項中「介護老人福祉施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第108条中「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「」を「運営規程（第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、同項及び」に改める。

第110条第5項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、同条第6項中「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第111条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第91条第2項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催

するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第128条中「第122条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に改める。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第5項及び第6項ただし書中「当該地域密着型特定施設」を「当該指定地域密着型特定施設」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第132条第4項第1号ア中「居室」を「介護居室」に、「1人とする」を「1人とする事」に改め、同項第4号中「居室」を「介護居室」に改める。

第133条の見出し中「及び契約」を「並びに契約」に改める。

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第149条中「第59条の14」を「第59条の15」に改め、同条後段中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「及び」を「に」に、「をいう。）を併設する場合」を「いう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指

定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「第152条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第151条第17項後段中「あって」を「おいて」に改める。

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第156条第3項第3号中「町長の」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の」に改め、同項第4号中「町長の」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の」に改め、同条第4項中「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第169条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改める。

第171条第2項第4号中「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第177条中「第168条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に改める。

第178条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第181条第3項第3号中「町長の」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の」に改め、同項第4号中「町長の」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の」に改め、同条第4項中「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第182条第5項中「当たって」を「当たっては」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第187条第4項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改める。

第189条中「第186条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第18

6条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に、「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第191条第1項中「（）」を「（第82条第7項に規定する）」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「（）」を「（第82条第7項に規定する）」に改め、「の登録者」の前に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

（5） 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条第9項中「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次

に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に町長が」を「指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に町長が」

を「指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に、「定員」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第194条第2項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加え、同項の1の表を削る。

第195条第2項第2号ウ中「イ」の次に「の基準」を加え、同号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第196条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第202条中「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に、「第59条の13中」を「第59条の13第3項中」に改め、「活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第10条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第12条の次に次の2条を加える。

第12条の2 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有

する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第12条の3 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」の次に「第1項」を加える。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第6条第2項中「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第7条第2項第1号中「ア」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第10条第2項中「第6条第2項に規定する町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第22条第4項中「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第36条第3項中「当該町」を「町」に改める。

第39条第2項中「、町等」を「町等」に改め、同条第3項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員」を「町の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第42条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第44条第6項中「部」を「左欄」に改め、同項の表中

「

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に項に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。	介護職員
--	--	------

」を「

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に項に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
--	---	------

」に改め、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に項に掲げる施設等のいずれかがある場合」の前に「(2)」を加え、「前項項」を「(1)の項中欄」に、「随時対応型訪問介護看護事業所」を「随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表(1)の項中欄」に改め、同条第11項中「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第45条第1項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表(1)の項中欄」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「指定地域密着型サービス基準」の次に「条例第」を加え、「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第46条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第48条第2項第2号ウ中「イ」の次に「の基準」を加える。

第52条第4項中「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第52条

第4項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第59条第2項中「当たって」の次に「は」を加える。

第60条第3項中「介護老人福祉施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条中「第36条まで、」を「第36条及び」に、「及び第38条」を「から第39条まで」に、「第57条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。）」に改め、「「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」」の次に「と、第39条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」」を加える。

第66条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第67条第2号中「取組」を「取扱」に改め、同条第3号中「ともに」を「とともに」に、「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第71条第6項中「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第72条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に町長が」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人福祉施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第86条中「第38条」の次に「、第39条（第5項を除く。）」を加え、「第59条、」を「第59条及び」に改め、「及び第62条」を削り、同条後段中「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「運営規程（第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。）」に改め、「、第56条中」の前に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加える。

（指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を削除する。

第4条中「法第115条」の前に「法第78条の2第4項第1号、第79条第2項第1号及び」を加え、「法人」を「法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。」に改め、同条を第3条とする。

（木古内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 木古内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

（木古内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 木古内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する

指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を加え、「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に、「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第8条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第12条中「以下同じ。）と」を「以下同じ。）の額と」に改める。

第15条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加える。

第20条第2項中「指定介護予防支援の業務」を「指定介護予防支援」に改める。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第32条第9号中「のために」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第14号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第1

8号中「又は入所」を「若しくは入所」に改め、同条第19号中「退所しようとする」を「退所をしようとする」に改め、同条第20号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条第23号及び第24号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条に次の1号を加える。

(27) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第34条中「までの規定（第27条第6項及び第7項を除く。）」を「まで（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。